

別添

犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金等業務に係る労働者派遣業務仕様書

1 派遣業務の概要

鳥取県が行う犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金及び鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）に関する業務の補助を行う。

2 業務内容

補助金に係る申請書等受付・不備等の確認、通知文書（Word）作成・発送、進捗管理用ファイル（Excel）へのデータ入力、通知及び支払いに関する稟議作成、問合せ対応及びその他これらに付随する業務

3 派遣期間

令和7年1月14日（火）から同年3月28日（金）まで

4 派遣人数

2名とする。

5 派遣労働者の就業場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
（鳥取市東町一丁目 220 番地 県庁 本庁舎 7 階）

6 派遣労働者の就業条件等

（1）就業時間及び休憩時間

それぞれ、次に示す期間ごとに定める。ただし、業務量に応じてこの範囲内で短縮することがある。この場合は、（3）の派遣計画により受注者に示すこととする。

令和7年1月14日（火）から同年3月28日（金）まで

（ア）就業時間 午前9時から午後5時までとする。

（イ）休憩時間 派遣職員A 午前11時30分から午後0時30分

派遣職員B 午後0時30分から午後1時30分

（2）就業日及び休日

ア 就業日 毎週月曜日から金曜日までのうち、（3）の派遣計画による日

イ 休日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）月ごとの就業見込み時間数及び派遣計画

派遣期間中の各月の上限とする就業見込み時間数は、次の表に掲げる時間数とし、発注者は原則、各月の初日の1か月前まで（令和7年1月及び2月分は、派遣契約締結後、10日以内とする。）に派遣労働者数、就業日、就業見込み時間数等の派遣計画を受注者に示すものとする。ただし、発注者は、業務量の変化により、当該派遣計画を変更することがある。

令和 7 年	1 月		2 月		3 月		合計	
	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間
派遣職員 A	14	98	18	126	19	133	51	357
派遣職員 B	14	98	18	126	19	133	51	357
合計	28	196	36	252	38	266	102	714

(注) 派遣期間中の就業見込時間数 (3 に示す派遣期間合計) 714 時間

7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本件労働者派遣業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱業務に係る労働者派遣契約特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本件労働者派遣業務に従事する者(派遣労働者を含む。以下「従事者等」という。)に対して、特記事項を遵守させなければならない。

8 秘密の保持

- (1) 受注者は、本件労働者派遣業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、本件労働者派遣業務に係る契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本件労働者派遣業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
- (5) 発注者は、7 及び 8 の(1)から(4)までの規定について、その趣旨を徹底するため、受注者に対して派遣労働者の誓約書の提出を求めることがある。

9 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記

個人情報・死者情報の取扱業務に係る労働者派遣契約特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（派遣労働者含む。以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなけ

ればならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は発注者、乙は受注者をいう。